

健康づくりのための運動指導者の 養成及び普及定着方策について

「健康づくりのための運動指導者普及定着方策検討委員会報告書」

平成18年6月

財団法人 健康・体力づくり事業財団

目 次

1 検討の背景	1
2 委員会の検討経緯	2
3 今後の健康運動指導士の在り方	3
4 具体的な見直し内容	4
(1) 養成カリキュラムの拡充	4
(別紙1) 健康運動指導士養成カリキュラム新旧対照表	
(2) 健康運動指導士養成校制度の創設	7
(3) 保健師・管理栄養士等の講習会の一部科目免除	9
(別紙2) 保健師・管理栄養士等に係る養成講座科目一部免除	
(4) 実務経験者への受験資格の付与	10
(別紙3) 実務経験者に係る受講科目	
(5) 登録更新時講習の充実	11
(6) その他の見直し	12
(7) 実施時期	13
5 中長期的な検討課題	14
参考1 健康運動指導士・健康運動実践指導者の現状について	15
参考2 都道府県別健康運動指導士・健康運動実践指導者養成人員	16
参考3 現行の養成講習会受講資格	17
参考4 健康づくりのための運動指導者普及定着方策検討委員会設置要綱	18

はじめに

このたびの医療制度改革においては、ご案内のとおり、生活習慣病予防が生涯を通じた個人の健康づくりだけでなく、中長期的な医療費適正化対策の柱の一つとして位置付けられたところであります。

財団法人健康・体力づくり事業財団（以下「財団」という。）では、これまで、主に生活習慣病の一次予防の場において運動プログラムの作成と指導を担う者として健康運動指導士（以下「指導士」という。）等の養成事業を実施してまいりました。

しかしながら、今後展開される本格的な生活習慣病対策においては、一次予防に留まらず二次予防も含めた健康づくりのための運動を指導する専門家が求められ、今後ますます指導士等がその活躍の場を広げ、国民の健康づくりに貢献していくためには、現行の指導士養成の在り方を大幅に見直し、その養成カリキュラム、資格取得方法や普及定着に至るまで、広く制度全般について見直していくことが急務となっております。

当財団では、こうした認識に立って、平成17年7月、「健康づくりのための運動指導者普及定着方策検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、計8回にわたる検討を通して、質の高い健康づくりのための運動指導者の養成とその確保に向けた具体的な提言をとりまとめさせていただいたところであります。

当財団においては、本報告を踏まえ、養成制度の具体的見直しに着手し、平成19年度からの実施を図るべく所要の準備を進めることといたしております。

本報告の取りまとめに当たり、1年近くにわたって真摯な御議論をいただいた田畠委員長を始めとする委員各位には、改めてこの場をお借りして深く感謝を申し上げます。

財団法人 健康・体力づくり事業財団

理事長 小澤壯六

1 検討の背景

健康日本21の中間年である平成17年4月に、日本内科学会等関係8学会が合同で、内臓脂肪型肥満を要因とするメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の疾病概念と診断基準を示し、同年9月には厚生労働省の厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会による「今後の生活習慣病対策の推進について（中間とりまとめ）」（以下「中間とりまとめ」という。）が公表された。

中間とりまとめでは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の考え方を導入し、「1に運動 2に食事 しつかり禁煙 最後にクスリ」のスローガンの下、健康づくりの国民運動化（ポピュレーションアプローチ）や、網羅的・体系的な保健サービスの推進（ハイリスクアプローチ）等が、今後の生活習慣病対策における基本的な方針として示されたところである。

また、身体活動・運動施策について、「健康運動指導士などの運動指導の専門家については、質の向上を図りつつ、多様な養成形態を認めるとともに、その定着の促進を図ることが必要である。保健師、管理栄養士等も運動指導に関する知識・技術の習得が求められる。」とされるとともに、「（健診後の）保健指導を担当する医師、保健師、管理栄養士や運動指導の専門家等についても、運動指導や栄養指導を一体的に提供できるよう、特にこれまで必ずしも十分ではなかつた運動指導や動機付け支援等について、研修の充実等による資質の向上を一層図るとともに、多職種が連携した取組の推進が必要である。」とされている。

さらに、フィットネス業界など産業界も巻き込んだ国民運動の戦略的な展開が必要であると指摘するとともに、健診後の保健指導については民間事業者にアウトソーシングする方向も併せて示されている。

こうした基本的考え方沿って、生活習慣病予防を一つの柱とする医療制度改革関連法案が国会で審議され、こうした中で、これまでの一次予防に留まらず、健診後の運動指導を含めた二次予防を担う者として、質の高い指導士の養成、確保が求められている。

2 委員会の検討経緯

平成17年7月から平成18年6月までの間、計8回の委員会を開催し、質の高い指導士の育成・確保に向けた取組方策について検討を行った。

回数	開催年月日	検討テーマ
第1回	平成17年 7月28日	健康づくりのための運動指導者養成事業の現状と課題
第2回	平成17年 8月30日	健康づくりのための運動指導者養成カリキュラムの改訂
第3回	平成17年10月 6日	健康運動指導士養成校制度
第4回	平成17年11月11日	活動現場における健康運動指導士及び健康運動実践者の現況、雇用等
第5回	平成17年12月14日	これまでの議論の論点整理（運動指導者の今後の在り方、養成及び普及定着方法、養成カリキュラムの充実強化）
第6回	平成18年 2月17日	これまでの議論の論点整理（資格取得方法の見直し及びフィットネス産業等への普及定着）
第7回	平成18年 3月28日	課題別検討報告（1 新養成カリキュラム、2 健康運動指導士養成校認定制度、3 一部受講科目免除、4 受験資格、5 実習制度）
第8回	平成18年 5月18日	報告書案について

3 今後の健康運動指導士の在り方

(1) 指導士の現状

現在、指導士の約6割は、フィットネスクラブ、医療機関、老人福祉施設、健康増進施設等に就業し、健康づくりに関連する業務に従事している。

指導士の役割は、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成と指導であり、健康運動実践指導者（以下「実践指導者」という。）と連携して、健康づくりのための運動を支援することにある。

(2) 今後の在り方

指導士が運動指導の専門家として社会に広く認知され、生活習慣病のハイリスク者も含む国民の生活習慣病予防や介護予防に貢献すべく、これまでの指導士制度を大幅に見直し、

- 資質向上（養成カリキュラム、登録更新時講習の充実）
 - 確保（指導士養成校制度の創設、多種多様な人材を含む資格取得の機会）
 - 定着（フィットネス産業界等における雇用の促進）
- を図っていくこととする。

そのため、特に体育系大学やフィットネス産業界等の理解と協力の下、指導士を、ハイリスク者も対象とした安全で効果的な運動指導を行うことのできる専門家を目指す上で、まず取得すべき標準的な資格であると位置付け、その養成及び普及定着を積極的に図っていく。

4 具体的な見直し内容

(1) 養成カリキュラムの拡充

ア 基本的な考え方

以下の基本的な考え方の下、新養成カリキュラムを編成する。

(ア) 最新の科学的知見に基づくカリキュラムの設定

安全で効果的な運動指導を行うため、最新の科学的知見に基づく内容とする。

(イ) 医療関係者と連携できる医学的基礎知識の充実

ハイリスク者に対しても安全で効果的な運動指導を行うことができるよう、「生活習慣病概論」を独立した科目とするとともに、「運動プログラムの管理」の全面改訂及び医学的基礎知識に係る科目の拡充を行う。

(ウ) 介護予防に必要な知識・技術の習得

介護予防に関するカリキュラムを設定する。

(エ) 実践指導力の強化

養成校や養成講習会で得た知識、技術を実践指導の場で活かせるよう、実習・演習科目の充実強化を図り、様々な指導対象者に適切に対処できる応用力を身に付けさせる。また、養成校制度においては、職と資格を結び付けることも含め、健康産業等の現場を実地で学ぶ実習制度を導入する。

(オ) 動機付けの支援と効果測定能力の向上

健康づくりのための運動の実践への動機付けや運動習慣を身に付けさせる行動変容技法、さらに運動の継続による健康増進効果の測定手法をカリキュラムに盛り込む。

(カ) 国の施策の理解

国が進めている施策の内容について理解を深め、同じ方向性の下に運動指導の実践が図れるよう、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の考え方や新しい運動基準・運動指針を踏まえた運動プログラムの作成と指導等について、「健康管理概論」等の各科目の中に盛り込む。

イ 具体的な見直し内容

上記の基本的な考え方を踏まえ、養成カリキュラムの内容、単位数をとも

に拡充した新養成カリキュラムを編成し、平成19年度から適用する。

なお、実践指導者養成カリキュラムについては、平成18年度中に検討作業に着手する。

(ア) 養成カリキュラム拡充の内容

現行カリキュラム	新養成カリキュラム
96単位(144時間)	→ 120単位(180時間) = 24単位増

- ① 医学的基礎知識の充実：「生活習慣病」関連科目を6単位増（9単位→15単位）
- ② 実習科目の増：「健康産業等現場実習」10単位新設、「運動プログラムの管理」を実習6単位増、「運動行動変容の理論と実際」を実習1単位増
- ③ 動機付支援・行動変容技法の拡充：「ストレスアセスメント」1単位新設、「運動行動変容の理論と実際」を実習1単位増（再掲）
- ④ 運動指導の評価：「健診結果の読み方及び効果判定」2単位新設
- ⑤ 国の施策の理解：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の考え方に基づく生活習慣病対策、新しい運動基準・運動指針の理解を1単位増

なお、新養成カリキュラムについては、別紙1を参照のこと。

(イ) 健康産業等現場実習制度の導入

養成校制度においては、養成校の学生に対し、一定期間、健康産業等における運動指導の現場で実際に働く体験の機会を与えることで、運動指導者としての知識・技能の向上を図るとともに、就職活動において、志望業種・職種のスムーズな決定（健康づくり分野への就職）を促し、さらには就職後の業務へのスムーズな適応を促すことを目的とした実習制度を設ける。

① 実習期間及び時期

実習期間は7日間とし、大学等の春季及び夏季の長期休業期間を中心に行い、認定試験申込までに実施することとする。

② 実習施設

実習を行う施設は、以下の要件を満たす施設とし、財団に登録申請を行い、審査を受け実習施設一覧に登録された施設とする。

- ・心肺機能及び筋力の向上を目的とする運動機器を配置したトレーニング

室を有していること。この他、同一の運動を集団で実施できるフロア又はプールのいずれかの設備を有していることが望ましいこと。

- ・多様な運動プログラムを取り入れた運動指導を2年以上行っている者が運営していること。
- ・実習生を適切に指導できる能力を有する者（指導士又は実践指導者の資格を有していることが望ましい）を配置していること。

ただし当面は、地域住民等学外の者も対象に行う健康づくりのための学内施設等における実習も、健康産業等現場実習と同様に扱うものとし、その具体的な取扱いは別に定めることとする。

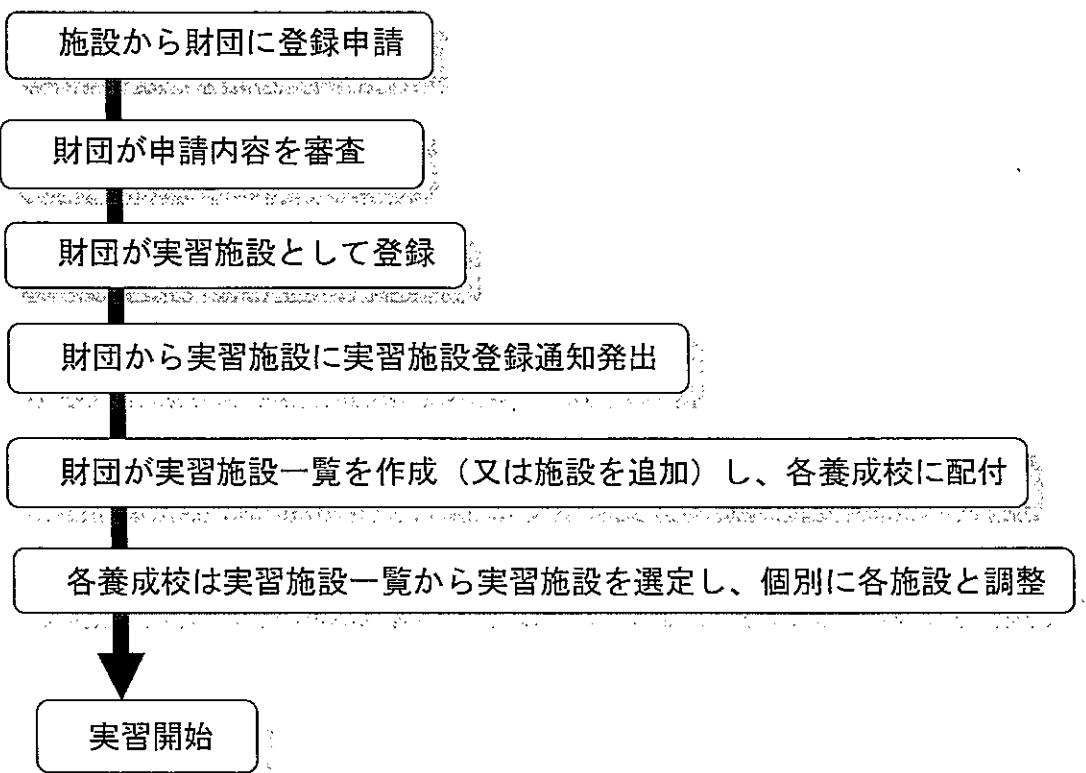
③ 事故が生じた場合の責任の所在

実習施設内で生じた事故は原則として当該施設が責任を負うこととする。

④ 実習に係る費用負担

実習に要する費用は、養成校と実習施設が個別に調整し決定することとする。

【実習の流れ】



(2) 健康運動指導士養成校制度の創設

ア 基本的な考え方

指導士の都道府県別資格取得状況（人口10万人当たり有資格者数）を見ると、最少の3.8人から最多の13.5人まで大きな差が生じている。また都道府県からは、運動指導の専門家の育成が課題として挙げられている（例えば、宮城県では平成22年における指導士及び実践指導者の数を平成12年の概ね2倍必要とし、また愛媛県では人口1万人当たり1人の有資格者が必要としている）。

これまで指導士の養成は、講習会を唯一の手段としてきたが、①仕事をしながら延べ3週間の講習会は、受講者にとって過度の負担となっているとの指摘があること、②開催地について、受講者数との関係から大都市圏中心にならざるを得ないこと等の問題点が指摘されている。

今後、運動指導へのニーズが高まると予想される中、質の高い人材を全国規模で安定的に育成していくためには、こうした講習会を養成の中心とすることには限界がある。

このため、実践指導者において既に導入している養成校制度を、指導士養成についても導入することとする。

イ 具体的な見直し内容

4年制体育系大学等は、運動に関する豊富な講義・実習を中心に、栄養学や運動生理学、あるいはメンタルヘルスや行動変容技法等、運動指導者に必要な知識・技能を体系的に習得できる環境が整っている。また、一定水準以上の運動実技力をほとんどの学生が身に付けていると想定される。

そこで、4年制体育系大学等を対象に、科学的知見に基づく運動を通じた健康づくりの体系的な知識、一定の実技力、さらに動機付けや行動変容の支援に関する指導技術を身に付け、運動指導の実践の場で活躍することのできる指導士を養成するための養成校制度を創設する。

(ア) 養成校の対象

① 4年制大学体育系学部及び大学院体育系学科

② ①に準ずると認められる4年制大学の学部及び大学院の学科

③ ①と同等と財団が認める教育機関

(イ) 養成校の認定条件

① 学部・大学院等の在籍中に、指導士養成カリキュラムと同等以上の内容を

含む指定科目（以下「養成講座」という）の履修が可能なことを認定の条件とする。

- ・養成講座の内容が、財団が別途定めるシラバスと同等以上の内容と財団が認めるものであること。
- ・財団が別途定める実習教育用施設、器材等が整っていること（ただし、借用も可とする）。
- ・養成講座の教員は、財団が別途定める専門性を有する者を配置すること。

- ② 現行の授業科目の中に、養成カリキュラムに対応する科目がない場合や担当教員の都合等でやむを得ない理由がある場合は、授業科目とは別に養成カリキュラムに対応する特別講義（1単位90分）を設けることを認める。
・ただし、その単位数は全養成カリキュラムの6分の1以下（20単位以下）とする。

(ウ) 受験資格

養成校において、養成講座を修了し、かつ卒業見込みの者に受験資格を与える。

なお、養成校としての認定時に既に在籍している学生については、養成校の認定前に単位取得した科目について、その授業内容が確認でき、養成カリキュラムと同等と財団が認める場合に必要な単位数として認めることができる。

(エ) 養成校認定申請手続

新たに養成校の認定申請を行う場合は、財団が別途定める「健康運動指導士養成校認定申請書」に関係書類を添付し、養成講座を開始しようとする年度の前年9月末までに財団に申請する。

また、養成講座の内容等について変更申請を行う場合は、財団が別途定める「健康運動指導士養成校認定申請書（変更）」に関係書類を添付し、変更後の養成講座を開始しようとする年度の前年11月末までに財団に申請する。

なお、財団による養成校の認定は、財団が設置する「健康運動指導士養成校認定委員会」の意見を聴いた上で行う。

(オ) 受験結果の公表

養成校全体のレベルアップを図るため、養成校別の受験者数、合格者数及び合格率を財団のホームページ等において公表する。

(カ) 「健康運動指導士養成連絡協議会」（仮称）の設置
養成校全体のレベルアップを図ることを目的に、各養成校及び財団を構成員とする「健康運動指導士養成連絡協議会」（仮称）を設置する。

(3) 保健師・管理栄養士等の講習会の一部科目免除

ア 基本的な考え方

講習会（平成 15 年 4 月から平成 17 年 9 月まで）を受講した者の内訳をみると、保健師 6.7%、管理栄養士 14.2%、実践指導者 12.5%、体育系大学の卒業者 33.6% とこれらの者で 6 割強を占めている。

そのため、これらの者が資格の取得や大学の卒業のために習得した知識・技能に対応する科目の一部を免除することで、受講・受験しやすい環境を整備する。

イ 具体的な見直し内容

受講者の多い保健師、管理栄養士、4 年制体育系大学等卒業者、1 年以上の実務経験を有する実践指導者について、それぞれ受講科目の一部を免除する。

なお、それぞれの受講科目は、別紙 2 を参照のこと。

また、外国において指導士に相当すると財団が認める公的資格を取得した者等については、免除科目の有無等受験のための要件を個別に財団が判断する。

（ ）内数字は免除単位数

区分	① 保健師・管理栄養士	② 4 年制体育系大学等の卒業（卒業見込み）者	③ 1 年以上運動指導の実務経験のある実践指導者
免除科目	健康管理概論（講義 6） 生活習慣病（講義 13） 運動生理学（講義 12） 運動障害と予防（講義 6） 救急処置（講義 2 実習 2） 運動と心の健康増進（講義 4） 栄養摂取と運動（講義 6）	運動生理学（講義 12） 機能解剖とバイオメカニクス（講義 9） 健康づくり運動の理論（講義 9） 運動障害と予防（講義 6） 体力測定と評価（講義 4 実習 4） 健康づくり運動の実際（実習 22） 救急処置（講義 2 実習 2） 運動と心の健康増進（講義 4） 栄養摂取と運動（講義 6）	運動生理学（講義 12） 機能解剖とバイオメカニクス（講義 9） 健康づくり運動の理論（講義 9） 運動障害と予防（講義 6） 体力測定と評価（講義 4 実習 4） 健康づくり運動の実際（実習 22） 救急処置（講義 2 実習 2） 運動と心の健康増進（講義 4） 栄養摂取と運動（講義 6）
	51 単位免除	76 単位免除	80 単位免除

(4) 実務経験者への受験資格の付与

ア 基本的な考え方

運動指導に従事している者への指導士の資格取得を促進するため、経過措置を設け、一定の条件の下で受験資格を与える仕組を設ける。

イ 具体的な見直し内容

所定の施設において一定年数以上の実務経験を有する者について、以下により指導士試験の受験資格を与える。

(ア) 実施期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間に限り適用する。

(イ) 対象者

次のいずれかに該当する者を対象とする。

- ① (エ)に定める施設において、5年以上の実務経験を有している者
- ② 体育系大学等卒業者で、(エ)に定める施設において、2年以上の実務経験を有している者
- ③ 体育系短期大学又は専修学校卒業者で、(エ)に定める施設において、3年以上の実務経験を有している者

(ウ) 講習会の受講科目

講習会において、以下の科目を受講していることを受験資格付与の条件とする。

・健康管理概論	6 単位
・生活習慣病	13 単位
・運動プログラムの管理	1 単位
・運動負荷試験	1 単位
・運動行動変容の理論と実際	3 単位
計	24 単位

なお、科目の詳細は別紙3を参照のこと。

(エ) 実務経験を認める施設

- ① 心肺機能及び筋力の向上を目的とした運動機器を配置したトレーニング室を有している施設であること。

この他、同一の運動を集団で実施できるフロア、又はプールのいずれかの設備を有していることが望ましいこと。

- ② 多様な運動プログラムを取り入れた運動指導を2年以上行っている者が運営する施設であること。

(オ) 実務経験の内容

(イ)に定める施設において、心肺機能の向上や筋力トレーニングなど、健康の維持、増進を目的とする運動指導に従事している（していた）ことを条件とする。

(カ) 実務経験の証明

- ① 対象者が勤務経験を有する法人等の代表者は、別に様式を定める実務経験証明書に署名又は記名押印し、証明すること。
なお、実務経験証明書は勤務経験のある法人等ごとに作成すること。
- ② 対象者が個人で活動している場合は、別に様式を定める実務経験証明書に主として指導を行っている（行っていた）施設の代表者の証明を得るとともに、活動履歴を記した資料を作成すること。

(キ) 実務経験の審査

提出された実務経験証明書に基づき、財団で受験の適否を審査し、決定する。

(ク) その他

実務経験の証明に際し、虚偽の申請が行われた場合は、受験を認めない場合があるほか、合格後であってもこれを取消す場合がある。

(5) 登録更新時講習の充実

ア 基本的な考え方

指導士及び実践指導者制度においては、5年毎の登録更新制度を設けており、更新を希望する者（以下「更新希望者」という。）は、財団が指定する様々な講習会の中から選択した講座を所定の時間数受講することとなっているが、新養成カリキュラムを踏まえつつ、最新の科学的知見に基づく知識及び技能並びに行動変容を促す実践指導力を高めることを目的として、登録更新時講習の充実を図る。

イ 具体的な見直し内容

全ての更新希望者に受講を義務付ける「基礎講座」と、複数の科目から選択できる「専門講座」により構成する。

「基礎講座」は運動指導に係る最新の科学的知見や政策動向等、「専門講座」は医療関係、フィットネス関係、介護・福祉関係、児童関係、管理関係等各分野における最新の動向等を内容とし、いずれも、適宜、実習を組み合わせたものとする。

(ア) 講座の開催主体

「基礎講座」は、主に財団、関係公益法人が実施する。

「専門講座」は、財団による総合調整の下、関係公益法人、関係学会、関係職能団体、企業等が実施するものとし、多様な内容の講座を揃えるものとする。

財団では、毎年3月末までに各団体からの申請を受けて、それぞれが実施を予定している講演会、講座、研修会等の内容を判断し、適当と認めるものを登録更新時講習の対象講座として認定の上、ホームページ等を通じて更新希望者に受講案内を行う。

(イ) 受講等の手順

更新希望者は、財団が作成する基礎講座・専門講座一覧の中から希望する講座を選定し、当該講座の申込窓口に自ら参加を申し込むこととする。

また、受講後、必ず当該講座を受講したことを示す書類を当該講座の実施者から得るものとする。

(ウ) 必要単位数

登録更新に必要な単位数については、指導士は20単位、実践指導者は10単位とするが、養成カリキュラムの内容充実、登録更新時講習の開催状況等を踏まえ、その拡充を検討する。

(エ) 受講時期

登録証に記載された登録日から3年を経過した日以降に受講することを原則とする。

(6) その他の見直し

ア 講師評価制度の導入

養成講習会及び登録更新時講習の内容を、より効果的に充実したものとしていくため、各科目を担当する講師の評価制度を導入することとする。

(ア) 評価方法

科目毎に受講者へのアンケート調査を行い、その結果を基に財団が別途設ける委員会において各講師を評価する。

(イ) 評価結果

委員会における評価を踏まえ、必要に応じ講師に講義・実習内容の改善を求めるとともに、別途定める評価基準を下回る者については、次年度以降、講師を依頼しない場合もあることとする。

イ その他

禁煙は生活習慣病予防の重要な要素であることにかんがみ、今回の制度見直しを契機として、指導士及び実践指導者の受験資格に、非喫煙者であることが望ましい旨明記することとする。

(7) 実施時期

指導士制度の見直しについては、平成18年度を準備及び周知期間とし、平成19年度から実施する。

5 中長期的な検討課題

現行制度では、健康運動指導士は“運動プログラムの作成”、健康運動実践指導者は“実践指導”を職務としているが、実際の運動指導の現場においては、互いの業務を一人で担うなど、明確な分業体制となっていないケースが多く見受けられる。

委員会では、両者の現状及び今後の運動指導者に期待される役割を踏まえ、運動指導業務における両者の関係、役割分担の在り方等についても検討を行った。

その中では、現行制度の下で事業を円滑に進めているケースもあること、また、今回の見直しの実施状況を勘案する必要があることから、この問題については中長期的な検討課題として位置付けることとした。